

杉並区議会基本条例（素案）及び解説の修正一覧

1 基本条例（素案）の修正（5項目）

(1) パブリックコメントに伴う修正（1項目）

No.	該当条文	パブリックコメント案	修正後（修正は太字下線部）	修正理由
1	第13条 （議決） 第1項	議会は、法第96条第1項の規定に基づき、条例の制定改廃、予算、決算認定その他の事件を議決しなければなりません。	議会は、法第96条第1項の規定に基づき、条例の制定改廃、予算、決算 <u>の</u> 認定その他の事件を議決しなければなりません。	第4条の表記と統一するために修正

(2) パブリックコメントによらない修正（4項目）

No.	該当条文	パブリックコメント案	修正後（修正は太字下線部）	修正理由
1	前文	（前略） 杉並区議会は、「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を守りながら、 （後略）	（前略） 杉並区議会は、「みどりと水辺、歴史ある道や <u>まちなみ</u> 、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を守りながら、 （後略）	ひらがな表記による親しみやすさから修正
2	第6条 第3項	議長は、前項で定める議会運営の実現のために、必要に応じて調査を行い、任命権者として職員を適切に指揮監督し、議会の事務の円滑な実施に努めなければなりません。	議長は、前項に定める議会運営の実現のために、必要に応じて調査を行い、任命権者として職員を適切に指揮監督し、議会の事務の円滑な実施に努めなければなりません。	法制執務上、より適切な表記に修正
3	第20条 第1項	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、傍聴人に配慮するとともに、委員外議員に質疑及び意見表明の機会を提供するため、開催日が重複しないよう相互に調整するものとします。ただし、緊急を要する場合等、委員長が必要と認める場合はこの限りではありません。	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、傍聴人に配慮するとともに、委員外議員に質疑及び意見表明の機会を提供するため、開催日が重複しないよう相互に調整するものとします。ただし、緊急を要する場合等、委員長が必要と認める場合は、 <u>この限りではありません。</u>	法制執務上、より適切な表記に修正
4	第20条 第3項	委員会は、審査及び調査にあたり、必要と認める場合には分科会及び連合審査会を活用し、委員会運営を行うよう努めるものとします。	委員会は、審査及び調査にあたり、必要と認める場合には分科会及び連合審査会を活用し <u>委員会</u> 運営を行うよう努めるものとします。	法制執務上、より適切な表記に修正

2 基本条例（素案）の解説部分の修正（1項目）

(1) パブリックコメントに伴う修正（1項目）

No.	該当条文	パブリックコメント案	修正後（修正は太字下線部）	修正理由
1	第11条 解説 ◆請願・ 陳情◆	（前略） 請願は、日本国憲法第16条で認められている国民の権利の一つで、提出する場合は紹介議員が必要です。 （後略）	（前略） 請願は、日本国憲法第16条により「 <u>何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。</u> 」と、保障されている権利です。提出する場合は紹介議員が必要です。 （後略）	請願は、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」の中で記載されているが、日本国憲法の表記を正確に記載するために修正